

「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食による県外からの誘客を図る取組及び名物料理開発による地域振興等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動を促進することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（本交付金以外の補助金等の補助対象となる事業を除く。以下「交付事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から事業に伴う他の収入額を控除した額と、交付対象経費（仕入控除税額を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額のどちらか低い額以下とする。ただし、同表の第5欄に定める額を限度とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、交付事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本交付金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、交付事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付事業等の完了予定日の属する年度の翌年度の4月10日。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
 - 3 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 交付事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の器具及び備品
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
 - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

- 第9条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

（雑則）

- 第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年7月1日から施行するとともに、食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱（平成22年3月31日付第200900181513号鳥取県農林水産部長通知。）は廃止する。

ただし、令和5年6月30日までに食のみやこ鳥取県づくり支援交付金交付要綱に基づき交付決定した事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第3条関係）

1 交付事業	2 事業実施主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 交付限度額
<p>「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金（一般枠）」</p> <p>食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組</p>	<p>鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等（ただし、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体を除く。）</p> <p>※構成員に県外事業者等を含む場合、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。</p>	<p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等食に関連した取組に要する経費。</p> <p>ただし、事業実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、器具・備品等の減価償却資産購入費（10万円以上のもの）、県が主催するイベントへの出展に係る経費、及び国の補助金または県の他の補助金等の対象経費としている経費は対象としない。</p> <p>※委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>	2/3	<p>1事業 当たり 2,000千円</p> <p>ただし、県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ、見込まれる集客が1万人以上の場合、交付限度額を4,000千円とする。</p>
<p>「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金（特別枠）」</p> <p>食パラダイス鳥取県の推進のための食の美味しさ、楽しさの発信や郷土料理等の文化的側面などに着目した営利を目的としない取組</p>	<p>食パラダイス鳥取県の推進につながる企画事業を実施できる県内外の民間団体、任意グループ、企業等（ただし、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体を除く。）</p> <p>※構成員に県外事業者等を含む場合、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。</p>	同上	10/10	<p>1事業 当たり 250千円</p>
<p>「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金(コンベンションPR枠）」</p> <p>全国からの来県者が見込まれる全国規模のスポーツ大会やコンベンション等に参加する来県者に対し、民間の方々のノウハウ</p>	<p>鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内の民間団体、任意グループ等</p>	同上	2/3	<p>1事業 当たり 250千円</p>

<p>や活力を最大限に活用し、 「食パラダイス鳥取県」を PRする民間等の取組</p>				
<p>「「食パラダイス鳥取県」 づくり支援交付金(直売所 連携魅力アップ枠)」 県内の直売所が連携し、活 性化・魅力向上を図る取組</p>	<p>県内の直売所・道の 駅、直売所・道の駅が 連携して組織する協 議会、農漁協等</p>	<p>同上</p>	<p>2 / 3</p>	<p>1 事業 当たり 500千円</p>

	E-mail :
担当者名	
担当者 連絡先	電話 : E-mail : ファクシミリ :

交付申請にあたり、申請者及び構成員が以下の事項について相違ないことを誓約します。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること。

様式第2号（第4条関係）

年度「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金事業収支予算書

収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	積算内訳
県 交 付 金		
自 己 資 金		
事 業 内 収 入		
そ の 他 の 収 入		
合 計		

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部 (単位:円)

区 分	予算額	積算内訳
合 計		

様

鳥取県知事 平井 伸治

年度「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付事業

本交付金の交付事業の内容は「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金（〇〇枠）とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、交付事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金交付要綱（令和5年7月1日付第202300083222号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、交付事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第7条関係）

年度「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金事業収支決算書

収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	内訳
県 交 付 金			
自 己 資 金			
事 業 内 収 入			
そ の 他 の 収 入			
合 計			

※「事業内収入」欄には、イベント等実施による参加料・売上収入等を記載してください。

※「その他収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	内訳
合 計			

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

申請者 氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 , 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第6号（第7条関係）別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分					非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法